

期 日	大田原地区			期 日	黒羽・湯津上地区		
	場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00		場 所	午前の部 8:30～11:30	午後の部 13:00～16:00
2月15日(火)	野崎地区 公民館 (野崎研修 センター)	下石上・野崎		2月15日(火)	須賀川 出張所	須佐木	須佐木・南方
16日(水)		上石上	薄葉・平沢	16日(水)		須賀川	須賀川・川上・雲岩寺
17日(木)		薄葉		17日(木)		北滝	片田
18日(金)	金田北地区 公民館	中田原		18日(金)	湯津上庁舎	亀久	矢倉・蛭田
21日(月)		中田原・町島・ 荒井・岡	戸野内・練貴・ 乙連沢	21日(月)		蛭田	湯津上
22日(火)		市野沢		22日(火)		湯津上	
24日(木)		富池	小滝	24日(木)		狹原	佐良土
25日(金)		富士見	山の手・城山	25日(金)		佐良土	
28日(月)		紫塚	元町・新富町	28日(月)		蛭畑	
3月1日(火)	市民協働 ホール (市役所1階)	末広	中央・本町	3月1日(火)	片府田	新宿・小船渡	
2日(水)		美原	美原・住吉町	2日(水)	堀之内	黒羽田町	
3日(木)		浅香	浅香・若松町	3日(木)	前田	前田・八塩	
4日(金)		若草	若草・加治屋	4日(金)	北野上		
7日(月)	湯津上庁舎 (親園地区※)	親園	親園・荻野目	7日(月)	黒羽庁舎	黒羽向町	
8日(火)		花園	実取	8日(火)		余瀬	大豆田
9日(水)		滝沢・滝岡	宇田川	9日(水)		蜂巢	桧木沢
10日(木)	湯津上庁舎 (佐久山地区※)	佐久山		10日(木)	寒井		
11日(金)		大神・藤沢	福原	11日(金)	久野又	河原	
14日(月)	湯津上庁舎 (金田南地区※)	北金丸	北金丸・奥沢・倉骨	14日(月)	両郷出張所 (両郷地区 コミュニティ センター)	両郷・川田	中野内
15日(火)		南金丸	上奥沢・鹿畑・ 北大和久・赤瀬	15日(火)		大輪	寺宿・木佐美・ 大久保

※ 親園地区公民館
 ※ 佐久山地区公民館
 ※ 金田南地区公民館



湯津上庁舎

左記の各地区公民館で行っていた申告相談について、昨年からは湯津上庁舎に会場が変更となっています。今後も湯津上庁舎での受付となりますので、該当の地区の方はご注意ください。

※混雑を軽減するため、受付日と会場を指定しました。例年、午前中や各会場初日が大変混み合います。できるだけ指定された日にお越しください。
 ※順番は申告内容により変更になる場合もありますのでご了承ください。

■申告会場における新型コロナウイルス感染症対策について■

申告会場は、例年多くの方が来場しており、混雑緩和や感染予防など、徹底した感染症対策が必須です。申告者の皆さまには、次の点についてご理解いただき、ご協力をお願いします。

申告会場の感染症対策

- ①入場人数の制限
 - ・待合席を減らし、申告会場に入場できる人数を制限します。
 - ・受付が終わりましたら、お呼び出しまで別室などでお待ちいただく場合があります。
- ②消毒・飛沫対策など
 - ・会場の各所に消毒液を設置します。
 - ・会場のテーブルやイスは適時、消毒作業を行います。
 - ・待合室では、席の間隔を空けて座っていただきます。
 - ・職員と対面で話しをする場所には、飛沫対策のためアクリルボードを設置します。
 - ・会場は定期的に換気を行います。

申告会場での申告をお考えの方へ

- ①感染リスクが高い対面を避けるため、できる限りe-Tax(電子申告)をご利用ください
 e-Taxを利用すれば混雑する申告会場を避けて申告ができます。パソコン・スマートフォンを利用して国税庁の確定申告コーナーから確定申告書が提出できます(詳細は本紙13ページをご覧ください)。混雑緩和のため、できる限り申告会場への来場を避け、会場での新型コロナウイルス感染症拡大防止にご協力ください。
- ②来場する方(e-Taxが利用できないなど)へのお願い
 - ・**検温のお願い**
 申告会場に入場する前に検温をお願いします。37.5度以上の熱がある方は、当日の受付はお断りさせていただきます。
 ※事前にご自宅で検温していただき、体調不良・発熱などの症状がある場合は来場をご遠慮ください。
 - ・**マスク着用のお願い**
 受付会場に入場する際は、マスクの着用をお願いします。マスクを着用されない場合は、受付会場への入場をお断りさせていただく場合があります。
 - ・**「収支内訳書」や「医療費控除の明細書」の事前作成のお願い**
 申告に必要な書類については、事前作成にご協力ください。作成されていない場合は、お帰りいただく場合もあります。
 - ・**少人数での来場のお願い**
 混雑緩和のため、できる限り申告者のみの来場をお願いします。
 - ・**筆記用具持参のお願い**
 受付票の記入などに使うボールペン(黒または青)をご持参ください。

申告が必要な方

昨年度、市民税・県民税の申告をされた方には、通知を送付しますが、通知を受けていなくても、次のような方は申告をしてください。なお、昨年度、確定申告をした方には、通知を送付していません。

- 令和4年1月1日に大田原市に住所があり、
- ▶令和3年中に事業所得や地代・家賃などの不動産所得、土地などの譲渡所得、その他所得があった方
- ▶給与所得がある方で、「給与支払報告書」が勤務先から市税務課に送付されていない方（勤務先に確認してください）や令和3年中に退職した方
- ▶給与所得のみで、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする方
- ▶年金所得のみで、社会保険料控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除を追加する方
- ▶国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険の加入者で、下記「申告が不要な方」に該当しない方（なお、国民健康保険加入の被扶養者は収入が皆無でも保険税が軽減される場合がありますので、必ず申告してください）

その他申告が必要な場合

児童扶養手当、保育園の入園などの手続きをする方や、市営住宅に入居している方は、所得の状況を示した各種証明書の提出が必要になる場合があります。これらの証明書の交付を受けるためには申告してあることが必要です。

申告が不要な方

- ▶税務署に所得税の確定申告をする方
 - ▶昨年の所得が年末調整をした給与所得のみの方（追加控除がある方を除く）
 - ▶昨年の所得が年金所得のみの方（追加控除がある方を除く）
- ※給与所得、年金所得ともに、給与支払者または年金保険者から給与、年金支払報告書が市に届いている場合に限りです。

申告に必要な書類

【全員】

- ▶本人確認書類（運転免許証など）および個人番号確認書類（マイナンバーカード、通知カードまたは個人番号記載の住民票の写し）
- ▶預金通帳（口座番号が確認できるもの。所得税が還付の場合必要となります）
- ▶確定申告のお知らせはがき（税務署から送付があった方のみ）

【各種所得がある方】

- ▶給与・年金所得がある方は、源泉徴収票
- ▶事業（営業・農業）所得がある方は、収支内訳書（農業所得の申告については右記参照）
- ▶不動産所得がある方は、固定資産税の課税証明書または税務課発行の申告用名寄公課資料（無料）など
- ▶その他所得を証明できる書類

【所得控除を受けたい方 該当するものがある場合のみ】

- ・生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料などの領収書または支払証明書
 - ・身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書
 - ・寄附先から交付を受けた寄附金受領書など
 - ・医療費控除を受ける方は、医療費の領収書や補てん金（高額療養費・医療保険などで戻ってきた金額）を確認できる書類またはそれらをまとめた医療費控除の明細書
- ※医療費控除の事前準備として、令和3年中に支払った医療費の領収書を個人別・病院別に分け、医療費総額を計算してきてください。
- ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は、領収書などと一定の取り組み（インフルエンザ予防接種など）を行ったことを明らかにする書類をお持ちください。

農業所得を申告するとき

事前に収支内容をまとめてお持ちください。収支内容をまとめていないと、実際にかかった経費を認めることができなくなり、思いがけない課税が発生する場合があります。日ごろから記帳するよう心がけ、スムーズに申告ができるよう事前準備をお願いします。

●持ち物

- ・収支内訳書または収支内容をまとめたノートなど
 - ・根拠となる領収書（レシートも可）
 - ・米、農産物などの販売数量、販売金額が記載された明細
 - ・農業に関する交付金・助成金などの通知
 - ・通帳（令和3年1月～12月の取引内容が記載されているもの）
- ※取得価額が10万円以上の農業用資産を事業用として新たに取得したり他から転用した場合は、取得価格がわかるもの（減価償却の方法により経費計上することとなりますので、農機具などの名称、取得年月、取得価格を確認しておいてください。農業用資産を廃棄・売却した場合は廃棄・売却年月を確認しておいてください。）
- ※経費として認められるものはあくまで農業をする上で負担したもののみです。毎年、家庭用で支払ったものを含めて経費計上する方も見られますので、ご注意ください。
- ※農地を貸し付け、小作料として現金やお米で受け取る場合は、農業所得ではなく「不動産所得」として申告が必要になります。その場合、貸地にかかる固定資産税や土地改良費を負担していれば経費となります。

申告するときの注意事項

- ▶申告期間中は、職員が各申告会場へ出張しているため、税務課窓口や各支所の窓口では申告できません。必ず指定会場・日時で申告してください。（ただし、収入のない方の申告については、税務課窓口でも受け付けます）。
- ▶受付時間…①午前の部：午前8時30分～11時30分 ②午後の部：午後1時～4時※午後4時以降は受付不可。
- ▶令和元年分の申告から、市の申告相談会場では消費税の申告受付を行っていません。消費税の申告は税務署にお願いします。

収入のない方の申告

前年中に収入が皆無であった方または非課税収入（遺族年金、障害年金、雇用保険の失業給付など）のみを受給していた方は、申告書に必要な事項を記入し押印の上、市税務課に直接お持ちいただくか、郵送で提出してください。

◎市のホームページで市民税・県民税申告書の様式をダウンロードできます。記載例も参照できます。

市公式ホームページ上段のサイト内で検索

住民税申告書 サイト内検索



障害者控除対象者認定書の発行

障害者手帳をお持ちでない方でも、65歳以上の要介護認定者の方で障害者手帳を持っている人と同程度の障害があると認定された方(認定基準あり)は、税の申告の際に、障害者控除対象者認定書を提出することで障害者控除を受けることができます。認定書が必要な方は、下記窓口で申請をしてください。

問 高齢者幸福課 本 3階 TEL (23) 8740

給与・賃金などを支払った方へ

～給与支払報告書の提出について～

令和3年中に給与・賃金など(専従者給与、パート・アルバイト代を含む)を支払われた方は、給与の支払いを受けた方の令和4年1月1日現在の住所地に、給与支払報告書を提出することが法令で義務付けられています。

給与支払報告書は、給与所得者にとって市県民税の申告に代わる重要な資料となりますので、必ず期限までに提出をお願いします。また、提出期限直前は大変混雑しますので、給与支払報告書の早期提出にご協力をお願いします。

問 税務課 本 2階 TEL (23) 8725

●提出期限…1月31日(月)

●提出書類…給与支払報告書(総括表、個人別明細書、普通徴収切替理由書*)

※普通徴収に切り替える場合には提出が必要です。切替理由書は総括表と合わせて市から送付しています。届いていない場合には市ホームページからダウンロードしていただくか、左記へご連絡ください。

提出方法の詳細は、総括表の裏面や市ホームページをご覧ください。

確定申告で医療費控除を受ける国民健康保険の方へ

確定申告で医療費控除を受ける際は、年間に支払った医療費から、高額療養費などの保険給付を受けた金額を差し引いて申告する必要があります。

国民健康保険では、1か月に支払った医療費が下表の自己負担限度額を超えると、超過分が高額療養費として支給される可能性があります。支給対象者には、支給申請の案内を送付しており、12月診療分は2月下旬に発送予定です。

「医療費のお知らせ」は確定申告で医療費控除を受ける際に添付書類として使用できます。令和3年1月～12

月に国民健康保険で受診した「医療費のお知らせ」については1月～10月診療分を2月上旬に発送する予定です。11月と12月診療分については、ご自身で保管している領収書に基づいて申告してください。「医療費のお知らせ」を紛失した場合は再発行が可能ですので下記へご連絡ください。

なお、医療費控除を受けた領収書は5年間の保管義務があり、高額療養費の申請の際にも領収書によって支払額の確認を行いますので、大切に保管してください。

問 国保年金課 本 2階 TEL (23) 8857

●70歳未満の方

区分	所得要件 ※ 1	自己負担限度額 ※ 2
ア	旧ただし書所得 901万円超	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%【140,100円】
イ	旧ただし書所得 600万円超901万円以下	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%【93,000円】
ウ	旧ただし書所得 210万円超600万円以下	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%【44,400円】
エ	旧ただし書所得 210万円以下	57,600円【44,400円】
オ	低所得者 (住民税非課税)	35,400円【24,600円】

●70歳以上75歳未満の方

区分	自己負担限度額(入院・世帯合算) ※ 2	
	外来(個人ごと)	
現役並み所得者Ⅲ(課税所得690万円以上)	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%【140,100円】	
現役並み所得者Ⅱ(課税所得380万円以上)	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%【93,000円】	
現役並み所得者Ⅰ(課税所得145万円以上)	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%	【44,400円】
一般	18,000円(年間上限144,000円)	
低所得者	Ⅱ	24,600円
	Ⅰ	15,000円

※1 所得は令和2年中の所得です(1～7月診療分は令和元年の所得によります)。「旧ただし書所得」とは、総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額です。

※2 【 】内の金額は、過去12か月に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降に適用される自己負担限度額です。

大田原税務署からのお知らせ

☎ 大田原税務署 ☎ (22) 3115 (自動音声)

確定申告は自宅からスマホ・パソコンで利用できる e-Tax・スマホ申告が便利です

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を用いて、確定申告会場に向かなくても、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナンバーカード対応のスマホまたはICカードリーダーライターを利用して、e-Taxで申告書を提出できます。また、印刷して郵送などで税務署に提出することもできます。マイナンバーカードをお持ちでない方は、お早めの取得をお願いします。感染防止の観点からも、ぜひ自宅からe-Taxをご利用ください。

《確定申告などに関する問い合わせ》

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。

《e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせ》

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎ 0570(01)5901

【受付時間】月～金(祝および12月29日※～1月3日※を除く)

令和3年分確定申告特集 検索 

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場 開設

●会場…大田原税務署別館

●期間…1月24日①～3月15日②(③④⑤を除く)

※新型コロナウイルス感染症対策の一環として、還付申告の方の申告相談を2月15日②以前でも受け付けています。

※贈与税については、2月1日②以降、申告相談を受け付けています。

●時間…午前8時30分～午後4時(相談開始は午前9時から)

確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※スマホをお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱などの症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。



〈国税庁LINE
公式アカウント〉

第22回全国障害者スポーツ大会「いちご一会とちぎ大会」 派遣選手および栃木県強化指定選手の募集

☎ NPO 法人栃木県障害者スポーツ協会

☎ 028(624)2761

✉ entry@syospo-tochigi.org

●開催期間…10月29日①～31日②

●派遣期間…10月27日③～31日④

●競技…陸上競技(身体・知的)、水泳(身体・知的)、フライングディスク(身体・知的)、アーチェリー(身体)、卓球(身体・知的・精神)、サウンドテーブルテニス(身体)、ボウリング(知的)、ポッチャ(身体)

●共通資格

・令和4年4月1日現在で13歳以上の身体障害者・知的障害者、精神障害者
・県内に住所を有する方または県内に所在する施設や学校などに所属している方

●派遣選手資格

・原則として第17回栃木県障害者スポーツ大会に申し込みをした方(ボウリングに応募される方を除く)
・栃木県選手団の一員として集団生活・行動が行える方

※広報おたわら12月号19ページ、「第22回全国障害者スポーツ大会兼第18回栃木県障害者スポーツ大会参加選手募集」について、見出しに誤りがあり、正しくは「第22回全国障害者スポーツ大会リハーサル大会兼第18回栃木県障害者スポーツ大会参加選手募集」となります。お詫び申し上げます。

・合同練習会などの行事に全日参加できる方

●強化指定選手資格

・栃木県障害者スポーツ大会に出場し、かつ優位な成績を収めた方またはそれに準ずる成績を収めた方
・強化練習会などに継続的に参加できる方

●申込方法

・他薦の場合：所属する団体に直接問い合わせ
・自薦の場合：所定の申込用紙に必要事項を入力し原則メールにて直接上記に申し込み

※派遣選手および強化選手は選考会議で決定します。

●申込期間…1月21日⑤まで

●その他

派遣選手として選出された方は、参加負担金として一人当たり7000円を負担していただきます。